

## 第3節 バイオマス利活用の推進

### ◎ 現況と課題

バイオマス※とは、化石資源を除いた再生可能な生物由来の有機性資源のことです。

太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであるため、生命と太陽がある限り枯渇せず、焼却等しても大気中の二酸化炭素を増加させない、カーボンニュートラル※な資源という特徴をもっており、このことから、循環型社会の形成や地球温暖化対策として重要な役割を担うと期待されています。

本県は、年間 644 万トン（平成 22 年度）ものバイオマス資源が発生していると推計されており、全国有数の農林水産業をはじめ、活力ある各種製造業・サービス業などが存在するとともに、大学や研究機関等において積極的に関連した技術の研究・開発が行われているなど、バイオマスの利用に関して高いポテンシャルを有しています。

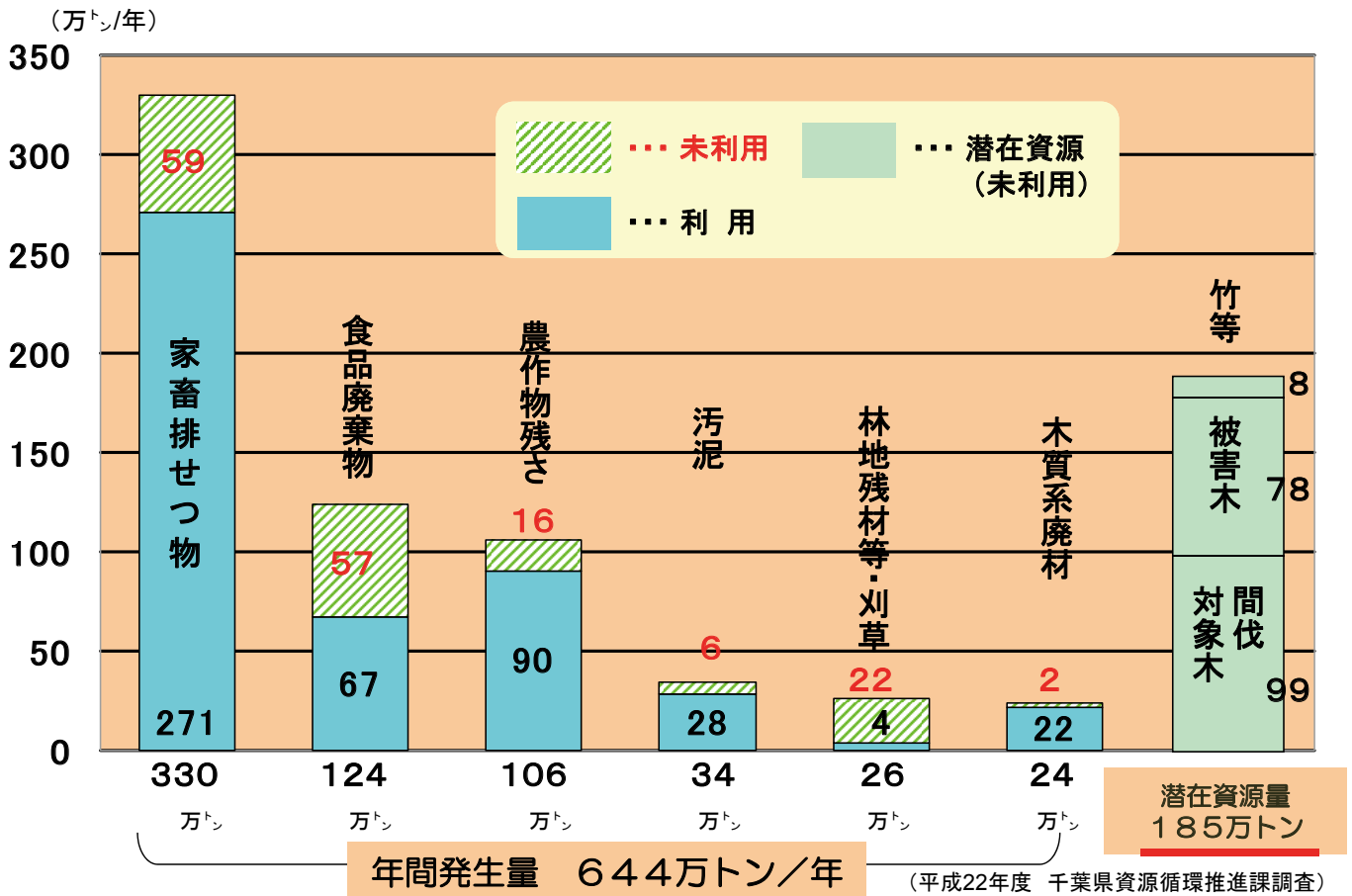
これらを最大限に活用し、競争力のある産業と豊かな環境が両立する活力に充ちた「バイオマス立県ちば」を目指す推進方針を平成 15 年 5 月に策定し、県内各地で地域特性を生かした取組を推進してきました。また、平成 23 年 7 月に推進方針を発展的に解消し「千葉県バイオマス活用推進計画」を策定しました。

しかしながら、バイオマス資源は広く薄く存在するという特性から収集・運搬に労力・コストがかさむこと、バイオマス製品（エネルギー・肥料・飼料等）への変換コストが高いこと、バイオマス製品の需要が少ないことなどの課題が明らかになってきており、安定したバイオマスの活用とその拡大にはこういった課題の解決が不可欠です。

バイオマスの利活用の推進を加速化させるためには、県民や事業者などにバイオマスは資源として利活用されるべきものであるとの意識や利活用する生活習慣が定着することが重要です。

その理解の醸成に努めるとともに、バイオマス製品・エネルギーの利用の増進、利活用技術の開発などを行っていくことが求められます。

図3-8 千葉県のバイオマスの発生・利用状況（湿潤量）



◎ 目指す環境の姿

循環型社会の形成、地球温暖化対策のため、バイオマス資源が有効に利活用されています。

## ◎ みんなの行動指針

<p><b>県民</b> (家庭)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民一人一人が生ごみなどのバイオマスの発生者であることを認識するとともに、バイオマス活用の意義等を理解するよう努めます。</li> <li>○木製品やバイオマスプラスチック※などバイオマス製品に関心を持ち、地域におけるバイオマス活用の取組（廃食用油）に可能な範囲内で参加またはサポートします。</li> </ul>
<p><b>市民活動団体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民活動団体は、地域の取組や関係者とも連携しながら、バイオマスの活用の普及拡大に貢献します。</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物等）の有効活用に自らまたは関係者と連携して取り組むことや、地域におけるバイオマス活用の取組に積極的に参加・協力します。</li> <li>○農林漁業者は、バイオマスの積極活用とバイオマス製品等の製造事業者等へ積極的に協力します。</li> <li>○バイオマス製品等の製造事業者は、エネルギーコスト低減を検討します。</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村バイオマス活用推進計画等に基づいて、バイオマス活用システムの構築に計画的に取り組めます。</li> <li>○一般廃棄物であるバイオマスの有効活用について、住民や事業者への啓発に努めます。</li> </ul>
<p><b>県</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村と密接な情報交換を行い、広域なバイオマス活用体系の構築や市町村間の連携を促進します。</li> <li>○市町村によるバイオマス活用推進計画策定やその具体化に際して関連情報の提供や連携・支援に努めます。</li> <li>○事業者、県民等の取組について、的確な情報提供や適切かつ円滑な手続きが行われるよう庁内関係各課が連携して対応を図ります。</li> <li>○県試験研究機関において、大学や民間等とのバイオマスの活用に関する調査研究を行いその成果の普及を図ります。</li> <li>○県民、事業者等へバイオマスの積極的な活用に向けた普及啓発をします。</li> <li>○バイオマスの活用の取組について、他都県との情報交換等に努めます。</li> <li>○国と連携するとともに、国に対しバイオマスの円滑な活用に資する制度の創設や改正等の働きかけを行います。</li> </ul>

## ◎ 県の施策展開

### 1. バイオマス利活用の総合的・計画的な推進

【循環型社会推進課・農林水産部関係各課・商工労働部関係各課】

平成 23 年 7 月に策定した「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づきバイオマス利活用を総合的・計画的に推進します。

#### (1) バイオマスの活用に必要な基盤の整備

- ・畜産堆肥の燃料利用に関する技術体系確立について検討するとともに、地域や広域における活用スキームを構築する取組を推進します。
- ・ワンストップ相談窓口を設置し、バイオマス活用に関する相談に一元かつ迅速に対応します。

#### (2) バイオマスの原料利用の拡大（入口対策）

- ・エコフィード※コーディネーターを配置し、食品関連業者及び飼料化事業者の調整を図り、飼料化を推進します。
- ・未利用の林地残材について、経済性の確保された供給体制の整備を検討します。

#### (3) バイオマス製品の利用の促進（出口対策）

- ・調理残さなどリサイクル率の低い食品残さについて、農家と連携したエコフィードの品質確保に向けた取組を行います。
- ・千葉ものづくり認定製品制度を活用して、知名度の向上と販路開拓を支援します。

#### (4) バイオマス活用に係る調査研究及び普及

- ・国等が行う各種バイオマス活用の実証事業等への協力を行います。

#### (5) バイオマス活用推進計画の推進体制の整備

- ・バイオマス庁内連絡会議を通じて、庁内関係部局等の連携と調整を行います。
- ・市町村によるバイオマス活用推進計画の策定について、助言や情報提供を行います。
- ・県民や事業者を対象とした情報交換会等の開催やイベント等への出展により普及啓発を図ります。

## ◎ 関連する個別計画

### ○千葉県バイオマス活用推進計画（平成 23 年 7 月策定）

「バイオマス立県ちば推進方針」を発展的に解消し、持続的な発展が可能な経済社会の実現に向けて、更なるバイオマスの活用の拡大を図るため、今後のバイオマスの活用の推進方向と施策を示した計画です。

また、本計画は、バイオマス活用推進基本法に基づく計画です。

## ◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
バイオマス資源の利用率★	68% (平成 15 年度)	80% (平成 30 年度)
食品廃棄物の利用率	30% (平成 15 年度)	60% (平成 30 年度)

★県内のバイオマス資源は、平成 15 年度で年間約 675 万トン発生し、うち約 465 万トン（68%）が利用されていると推計されています。